

愛知県水防計画

令和7年度

愛知県

はじめに

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を防ぐには根本的な治水対策が必要であるが、この治水事業には巨額の費用を要するので、その早期完了は残念ながら、簡単にはできないのが現状である。

そこで、治水事業とあいまって、水害による被害を最小限に食い止めるため、水防活動が必要となる。

水防は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであるといわれている。

水害時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確で迅速な行動が要求される。

そのためには、まず第1に事前に綿密な計画をたて、十分な準備をしておかなければならない。

第2に、水防の効果を十分に確保するには、水防に関する情報を迅速的確に把握する必要があり、このためには、通信網及び連絡体制の整備強化を図らなければならない。また必要に応じて報道機関の協力を求める必要がある。

第3に、水防活動を円滑に実施するためには、必要な資材器具、施設の整備と運用を図る必要がある。

これら、水防の第一次的責任は、市町村等の水防管理団体であるが、それぞれ個々の判断に委ねるのみではなく、県内統一的な計画を策定することで一層効果が期待されるものである。

このため、県内の水防事務に関し、基本的かつ具体的な内容、すなわち、水防上必要な監視・警戒・通信連絡・水防組織等に関する事項を示す令和7年度の愛知県水防計画をここに策定する。

目次

本編

第一章 総則		
第一節 目的	1	1
第二節 用語の定義	1	1
第三節 水防の責任	4	4
第四節 安全確保	9	9
第二章 水防組織		
第一節 県の水防組織	11	11
第二節 水防管理団体	13	13
第三章 水防施設		
第一節 水防倉庫及び水防資器材	17	17
第二節 通信連絡	18	18
第三節 非常輸送	20	20
第四章 非常配備		
第一節 県の非常配備	21	21
第二節 水防管理団体の非常配備	24	24
第五章 重要水防箇所		
第一節 重要水防箇所	25	25
第二節 重要工作物	75	75
第六章 水防に関連する予報・警報		
第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	125	125
第二節 水防に関連する予報・警報の伝達	152	152
第七章 水防警報		
第一節 水防警報の意義	157	157
第二節 水防警報を行う河川及び海岸	157	157
第三節 水防警報を発する基準	160	160
第四節 水防警報伝達系統	163	163
第五節 水防警報発表受報様式	170	170
第八章 洪水予報		
第一節 意義	177	177
第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域	177	177
第三節 洪水予報に関する基準地点	178	178
第四節 洪水予報の種類等と発表基準	179	179
第五節 洪水予報伝達系統	181	181
第六節 洪水予報発表文例	186	186
第九章 水位情報の周知		
第一節 意義	193	193
第二節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域	193	193
第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	195	195
第四節 水位情報伝達系統	199	199
第五節 水位情報等発表文例	208	208
第十章 水防活動		
第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報	219	219
第二節 監視及び警戒とその措置	234	234
第三節 水防団等の出動	234	234
第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作	236	236
第五節 水防作業	299	299

第六節	避難	301
第七節	水防信号及び水防標識	301
第八節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	302
第九節	水防解除	304
第十節	費用負担と公用負担	304
第十一節	水防報告と水防記録	305
第十一章 他の機関等の協力応援		
第一節	洪水予報連絡会	311
第二節	大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）	311
第三節	応援及び応援等の相互協定	312
第四節	河川管理者の協力事項	313
第五節	河川管理者の備蓄資器材	314
第六節	河川管理者からの情報提供（ホットライン）	314
第十二章 排水機の運転調整		
第一節	排水機の運転調整の意義	315
第二節	各河川における排水機の運転調整に係る要綱等	315
第十三章 その他		
第一節	水防訓練	403
第二節	水防管理団体の水防計画の基準と指導方針	403
第三節	水防協力団体	404
資料編		
第1	水防資器材の備蓄数量	413
第2	名古屋港における推算潮位	431
第3	愛知県水防計画付図（県管理河川水防情報）	